

福岡市保健福祉審議会 地域保健福祉専門分科会（令和2年度第1回）委員意見とりまとめ資料

番号	ページ数 (旧)	ページ数 (新)	意見内容	事務局回答案
1	—	—	新型コロナウイルス感染症対応など、新しい福祉のあり方に向けての取組みについては、総論の中で再検討しておくべきではないか。	委員意見を踏まえ修正しています。 ※総論に、新型コロナウイルスに関する記載を追記しています。
2	—	—	新型コロナウイルス対策については、今後、困窮者支援を含め、ますます必要性が高まる。公的な役割を発揮されないと市民の暮らしが脅かされ、感染症対策は健康づくり分野だが、地域分野でも一つの大きな項目として取り上げるべきではないか。	委員意見を踏まえ修正しています。 ※総論に、新型コロナウイルスに関する記載を追記しています。
3	P2	P2	地域共生社会の実現を図ると、地域福祉推進の主体に地域住民が位置付けられ、自治体本来の役割や公的責任が弱まる心配がある。支え合い、助け合いには限界があり、行政の責任や役割を明確にすべきと思う。	以下のとおり記載しています。 ※基本理念等において、地域活動の充実とともに、行政の支援ネットワーク充実についても記載しております。
4	P10	P10	新型コロナウイルスの影響に関連して、感染した方への偏見や、保健医療従事者のお子さんが保育園から拒否されるといった、新しいマイノリティの課題が生じている。個人に正しい情報をどう届けていくのが鍵となり、その部分をもう少し記載してほしい。また、マイノリティは状況によって変わるということも、周知等が必要。	委員意見を踏まえ修正しています。
5	P10	P10	新型コロナウイルスの問題では、科学的な知見がなかったことで、風評被害が蔓延したと思う。付和雷同が多く、口コミがインターネットで拡散されると大きな被害となる。何かあったときに科学的に考える、正しい知識をきちんと届けることが大事である。また、マイノリティはある人に固定したものではなく、誰もがどこかでマイノリティになる可能性があるという考え方についても、しっかり記載すべき。	委員意見を踏まえ修正しています。

番号	ページ数 (旧)	ページ数 (新)	意見内容	事務局回答案
6	P10, P49	P10, P46 P52	マイノリティについて、例えばLGBT、ひきこもり、鬱など生きづらさを抱えていて、既存の制度で支援にまで至らない制度の狭間が問題化している。行政だけではなく、NPOなど様々なセクターとの連携も含め、考え方や課題認識、アプローチなどを記載すべき。	委員意見を踏まえ修正しています。
7	P12	P12	民生委員は、地域住民とともに生活している。新型コロナウイルスの影響から自粛が続く、電話対応などで活動する中においても、避難行動要支援者名簿をもとにしたマップ作りにより、誰が誰を支援するのか確認するなどの取組みも行われている。	事業の企画・実施に当たっては、委員のご意見を参考にさせていただきます。
8	P15	P15	ユニバーサル都市・福岡の推進について、「年齢・性別・能力・背景などに関わらず」との表現だが、外国人との共生の問題もあり、「国籍」との文言を追記してはどうか。	委員意見を踏まえ修正しています。
9	P18	P18	参加意識について、「誰もが望めば多様な経路でつながり」という部分については、より分かりやすく表現を検討されたい。	委員意見を踏まえ修正しています。
10	P18	P18, P41	人づくりについては、どうしても支える側の人を作るという文脈に見える。地域デザインの学校の実践などを通して、一人一人の興味関心を喚起しモチベーションを高めていくことがとても大切であると感じている。高齢分野における社会参加や就業促進の視点にも近いが、より幅広い参加が得られるよう、場所や道筋だけではなく、モチベーションについて意識して記述したほうがよい。	委員意見を踏まえ修正しています。
11	—	P19	地域福祉を推進するためには、個人情報共有しないと前に進まない。また、共生社会の基盤整備のためには、医療・介護のビッグデータ活用が必要である。今回の個人情報保護法改正により、その道筋が示されており、地域分野や総論などで記載を検討すべきではないか。	委員意見を踏まえ修正しています。 ※地域分野の修正に加え、総論にも記載を追記しています。
12	—	P19	医療や福祉分野の個人情報の共有については、地域包括ケアシステムの領域と考えるが、他都市では、これに加え救急分野との連携も進めている事例がある。また、災害時にマイナンバーカードを活用することで家族などの避難者情報の受	委員意見を踏まえ修正しています。 ※地域分野の修正に加え、総論にも記載を追記しています。

番号	ページ数 (旧)	ページ数 (新)	意見内容	事務局回答案
			付の簡素化を図る事例などもあり、福岡市でもそのような先進性を意識したうえで、法改正に沿った計画とされたい。	
13	P19	P20	困っている人を助けてあげようという価値観では、共生社会から少し遠のいてしまう印象がある。介護現場での実践でも、見守りという名の監視を行ってしまうことがあるが、実は当事者が見守ってほしいとは思っていない場合もある。「福岡市がめざす重層的な見守り」の絵図については、「別の場面では主体的に地域福祉活動に参加」と注釈があるが、もう少し大きく表現してもよいのでは。これからさらに増えていく認知症の方々を、保護対象とするのではなく、地域で輝き続けられる社会をデザインしていく政策が考えられるとよい。	委員意見を踏まえ修正しています。
14	P28	P29	見守りと災害時の助け合いにおいて、「要配慮者については、その健康状態などに留意し」とあるが、健康状態だけではなく、一般的な感染症対策についてもふれておいたほうがよいのではないか。	素案のとおりとしています。 ※ご指摘の内容は、現在の案文の中に含まれるものと考えております。
15	P28	P29	近年の災害では、車中泊やテント泊のような、避難所外避難が顕在化している。行政だけですべてを把握するのは限界もあり、地域の協力やICTの活用などにより、支援を届けられればよい。	委員意見を踏まえ修正しています。
16	P32	P33	他都市においては、公民館そのものを地域福祉拠点として位置付け、総合相談窓口的な機能を持たせている例もある。何かあったら公民館と、もう少し位置づけを強化した書き方にしてはどうか。	事業の企画・実施に当たっては、委員のご意見を参考にさせていただきます。
17	P32	P33	公民館については、地域によって山手の方に位置しているなど、高齢者が歩いてゆきづらい場合もあり、同様の意見を地域からも聞いている。	事業の企画・実施に当たっては、委員のご意見を参考にさせていただきます。
18	P50, (P32)	P53, (P33)	校区ごとの公民館が、センター的な役割を果たせるのではないかと話が出たが、地域の課題を包括的に相談できるセンター的な役割を担うところを、地域の連帯を推進するため、公的なものの一つとして、拠点として置くことはできないか。	事業の企画・実施に当たっては、委員のご意見を参考にさせていただきます。

番号	ページ数 (旧)	ページ数 (新)	意見内容	事務局回答案
19	P50, (P32)	P53, (P33) (P34)	何でも公民館に持っていったら大丈夫ということは、現実的には難しい。公民館にも、相談機関につなぐなど多少の相談機能はあるが、何でも公民館が間に入るという形ではない。公民館は、情報の発信やつなぎ、地域コミュニティのための学習会の開催など、既に記載されている内容が現実的な機能。	事業の企画・実施に当たっては、委員のご意見を参考にさせていただきます。
20	P33	P34	人づくりについて、保健福祉局関係の事業のみしか記載されていない。地域の担い手づくり、人づくりは、福岡市の政策推進プランでも重点項目とされており、例えば地域デビュー応援事業や地域担い手パワーアップ事業、地域デザインの学校など、追記を検討してはどうか。	委員意見を踏まえ修正しています。
21	P36	P38	今回の社会福祉法の改正により、多様な主体と連携・共働した地域づくりのため、社会福祉法人やNPOなどが連携を図る社会福祉連携推進法人という仕組みが設けられており、対応する文言が必要ではないか。	委員意見を踏まえ修正しています。
22	P37	P39	多様な主体との連携と関連して、情報共有についてもっと記載が必要。また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者など、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう施策を進める必要がある。	委員意見を踏まえ修正しています。
23	P37, (P18)	P39, (P18)	デジタル化については、世代によってはかなり普及している。地域コミュニティや会社といった組織だけではなく、個人が情報収集して参加していくためにも、ICTを活かす必要がある。	委員意見を踏まえ修正しています。
24	P37	P39	デジタル化については、例えば通常は区役所に行くが、デジタル端末を使って相談もできるという、ハイブリッド型が良い。また、何か言わないとできないという申請主義の問題があるが、コロナ禍も踏まえ、様々な情報を行政が主体的に発信するプッシュ型が大切。	委員意見を踏まえ修正しています。
25	P41, P45	P44, P48	権利擁護については、障がい者権利条約の批准を契機に、成年後見制度にあるような代行的な意思決定そのものを含め、本人の意思決定をどのように支援して	素案のとおりとしております。 ※意思決定支援を重視した成年後見

番号	ページ数 (旧)	ページ数 (新)	意見内容	事務局回答案
			いくのかパラダイム転換が求められているという議論もある。メニューを選択的に選ぶような支援ではなく、本人が望むことを継続的に支援していくことが幅広い領域で求められており、そのような意識についての記述もあるとよい。	制度の支援体制構築は地域連携ネットワークの役割とされており、今後、中核機関をはじめとした制度の利用促進体制を構築していく中で検討してまいります。
26	P41, P45	P44, P48	意思決定支援においては、ご本人の意思がどのようなものか把握する必要があるが、後見人の努力だけでできるような簡単なことではなく、判断能力が低下された後には、意思表示が不十分にしかできないおそれもあり、まさに地域の方々の、その人なりの生き方の情報提供が非常に大切である。このような意思決定支援については、中核機関においても検討が進んでいくと思う。	素案のとおりとしております。 ※同上
27	P50	P53, P54	多様性を認め合い、一人一人がその人らしく生きていけるために、地域共生があると思う。子どもの課題に取り組むNPOや、ネットワークの構築を図ってきた経験から、ネットワークが課題解決を図っていくためには、リーダーシップ、推進役、またはセンター的な機能といったものが重要であると感じている。「包括的な支援体制の構築に向けた連携強化」の絵図については、このようなりソースを働かせるための方法が、もう一つ見えればよい。	前段については、委員意見を成果指標に反映しております。 ※基本目標1「多様性を認めることができる市民の割合」 後段については、事業の企画・実施に当たり、委員のご意見を参考にさせていただきます。
28	P50	P53	「包括的な支援体制の構築に向けた連携強化」については、絵図としてはこのような書き方しかできないのかもしれないが、物事を解決するためには、絵図の中にある地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係主体が、顔の見える関係になっていることが非常に有効。今、地域で様々な課題を複合的に抱えた方々が大変多く、多機関協働の機能強化は非常に重要であるが、中身をしっかり詰めていくためにも、担当者同士が日ごろから密接に連携できていることが必要。また、地域との連携においては、より小地域の人と人との素朴な連帯感が大切であり、隣近所といった小地域の連帯感が、地域共生社会を下支えするのではないか。	委員意見を踏まえ修正しています。 ※絵図について、小地域を含めた記載に修正しています。
29	P50	P46, P53	社会福祉連携推進法人は、地域の課題を包括的に受け止めるような、断らない相談などの事業も受けるものである。そのような取組みは、今の行政機構の中で	委員意見を踏まえ修正しています。

番号	ページ数 (旧)	ページ数 (新)	意見内容	事務局回答案
			はできないため、民間側の新たな公共としてやらないと前に進まない提案された制度。この制度が動けば、誰が推進役になるのか、その姿が見えるのでは。	
30	—	P54	地域共生については、多様性が軸となる。既存のセクターや組織をどう乗り越えていくのか、多様性や共生を体現した社会やまちをどうつくるか考えるのが地域分野。全体としてかなり寄ってはいるものの、既存の施策や分野を乗り越え、入り混じる、越えていくといったところを、もう少し表現できるとよい。	前段については、委員意見を成果指標に反映しております。 ※基本目標1「多様性を認めることができる市民の割合」 後段については、事業の企画・実施に当たり、委員のご意見を参考にさせていただきます。